

# 那珂川町休業協力金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、那珂川町では、栃木県で実施している新型コロナウイルス感染拡大防止協力金に対する上乗せ及び独自の協力金を支給します。

## 【対象者】

栃木県の協力金の対象施設と同じで、次の全てに該当する事業者です。

- ・ 営業に必要な許可などを取得のうえ、令和2年4月17日以前从那珂川町内で開業し、なおかつ営業実態がある事業者
- ・ 町税等の滞納がない事業者
- ・ 反社会的団体などに関わりがなく、なおかつ今後も関わらない事業者

## 【支給額】

- ① 4月21日から5月6日まで継続して休業した事業者（栃木県の協力金に該当する事業者） ⇒ **10万円**（上乗せ支給）

※ ホテル又は旅館は、4月28日から5月6日までの継続休業で対象

- ② 4月22日以降5月2日までの間に休業を開始し、5月6日まで継続して休業した事業者（栃木県の協力金に該当しない事業者） ⇒ **5万円**（町独自支給）

※ ホテル又は旅館は、4月29日以降5月2日までの休業開始及び5月6日までの継続休業で対象

## 【申請受付期間】

**令和2年5月11日（月）から令和2年7月31日（金）まで**

## 【申請する方法】

インターネット（メール）、FAX、郵送による申請

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、役場窓口に来庁しての申請は、ご遠慮ください。

※ インターネット（メール）で申請される場合は、各申請書類のスクリーンデータや写真画像を添付して送信してください。

※ 各申請方法のご送付先（メールアドレス、FAX番号、住所）は、このチラシの裏面をご参照ください。

→ 裏面もご確認ください。

## 【申請に必要な書類】

- (1) 那珂川町休業協力金申請書兼請求書（町ホームページからダウンロード）
- (2) 営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類の写し  
例）飲食店営業許可、酒類販売業免許、旅館業営業許可など
- (3) 本人確認書類の写し  
例）運転免許証、マイナンバーカード、保険証など
- (4) 対象期間中に休業していたことがわかる書類  
例）休業を告知するホームページの画面コピー、店頭表示の写真など
- (5) 誓約書（町ホームページからダウンロード）
- (6) 支払金口座振替依頼書（町ホームページからダウンロード）

※(2)と(4)は、栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給決定に関する通知の写しをもって、これに代えることができます。

## 【その他の注意点】

- ・ 町ホームページから申請書類の取得が困難な場合はご相談ください。
- ・ 申請書類を町で受理した後、内容を審査し、適正と認められるときは協力を支給します。支給や不支給の決定は、通知でお知らせします。
- ・ 協力が支給される時期は、申請後1ヵ月程度を目安としてください。
- ・ 支給決定後に、必要要件に該当しない事実や、虚偽、不正などが発覚した場合は、決定を取り消します。申請者は、支給した協力金に加え、町税等に準じた加算金も併せて町に返還していただきます。
- ・ 協力は、課税対象となります。

### 《お問い合わせ先》

那珂川町産業振興課商工観光係 電話：０２８７－９２－１１１６

メールアドレス：shoukou@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

FAX番号：０２８７－９２－３６９９

住所：〒３２４－０６９２ 栃木県那須郡那珂川町馬頭５５５ 産業振興課あて